

茨市推第 1080 号
令和3年9月10日

地区連合自治会長の皆様
各地域自治組織代表者様

茨木市 市民文化部
市民協働推進課長 高崎 亮

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止
に向けた対応等について(お知らせ)

日ごろから、自治会の運営及び活動に格別のご尽力とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

標記について、国では、令和3年9月9日(木)に「新型コロナウイルス対策本部」の会議が開催され、現在、発出されております緊急事態宣言における緊急事態措置を実施すべき期間を、令和3年9月30日(木)まで延長することが決定されました。

また、大阪府では、同日に「大阪府新型コロナウイルス対策本部会議」が開催され、令和3年9月13日(月)から9月30日(木)まで、緊急事態措置を実施すべき期間が延長されるとともに、府民に対して、引き続き、「不要不急の外出(通院、生活必需品の買い出しなどは対象外)の自粛」や「不要不急の旅行など都道府県間の移動は極力控えること」、「重症化リスクが高い40代・50代は特に感染防止対策を徹底すること」等が要請されています。

本市では、府の要請等を踏まえ、令和3年9月10日(金)に「茨木市新型コロナウイルス対策本部会議」を開催し、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた対応等についての期間を令和3年9月13日(月)から9月30日(木)まで延長することとし、内容につきましては、前回と同様に市主催(共済含む)の市民が参加するイベントや集会の制限、また、公共施設等について、利用時間を午後8時までとすることを決定いたしましたので、ご理解とご協力いただきますよう、お願い申し上げます。

また、地域の皆さまにおかれましても、ワクチン接種の有無に関わらず、自己への感染を回避していただくとともに、他人に感染させないよう徹底していただきますようお願いいたします。

なお、メール登録されている単位自治会長には、メールにてお知らせしており、重複する場合もございますが、可能な範囲で、単位自治会長の皆さまにお知らせいただきますようお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた対応等について

標記について、大阪府から令和3年9月9日付災対第2797号で示された「緊急事態措置に基づく要請」等を踏まえ、下記のとおり決定します。

記

1 市主催（共催含む）の市民が参加するイベントや集会について
催物の開催制限並びに適切な感染防止対策を行い実施します。なお、開催状況は市ホームページ等で周知します。

(1) 期 間：9月13日～9月30日

(2) 制 限：【収容率※1】50%以内かつ【人数上限※1】5,000人

【営業時間短縮】午後9時まで※2

※1 収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度（両方の条件を満たす必要）

収容定員が設定されていない場合は、十分な人と人との距離（1m）を確保できること

※2 飲食の提供は20時まで。酒類提供（利用者による持込みを含む）又はカラオケ設備の提供はしないこと。

(3) その他：市主催の事業で中止したイベント参加料は参加予定者に全額返金します。なお、市が財政的支援等を行っている共催事業は、これに準ずる方向で共催者と調整します。

2 公共施設等について

(1) 期 間：9月13日～9月30日

(2) 利用時間：午後8時まで。ただし、不特定多数に向けて集客するイベント等は、午後9時までとします。

※なお、この利用制限に伴うキャンセルは利用料を還付します。

(3) 利用要件：上記1の催物開催の目安等のとおり

(4) 公共施設の休館等の詳細については、別添のとおり

3 参考資料

令和3年9月9日付災対第2797号「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた取組みについて」

市公共施設の開館予定表

別添資料

○：通常どおりの開館、△：一部閉館、×：閉館

施設名		8/20 ～9/12 (前週)	対策等	9/13 ～9/30	対策等
庁舎・出張所	本庁・合同庁舎	○		○	
	北辰出張所	○		○	
斎場		○	座席数を減らすなどの3密対策を講じて開場。	○	座席数を減らすなどの3密対策を講じて開場。
福祉文化会館（オークシアター）		△	夜間区分の一部（20時以降。ただし、不特定多数を対象としたイベントは21時以降。）の利用を制限する。利用可能人数の上限を定員の50%とする。	△	夜間区分の一部（20時以降。ただし、不特定多数を対象としたイベントは21時以降。）の利用を制限する。利用可能人数の上限を定員の50%とする。
市民総合センター（クリエイティブセンター）		△		△	
教育センター		○	感染予防対策を徹底した上で、貸室や相談業務を行う。	○	感染予防対策を徹底した上で、貸室や相談業務を行う。
消費生活センター		○		○	
市民活動センター		△	夜間区分の一部（20時以降）の利用を制限する。利用可能人数の上限を定員の50%とする。	△	夜間区分の一部（20時以降）の利用を制限する。利用可能人数の上限を定員の50%とする。
男女共生センターローズWAM		△	夜間区分の一部（20時以降。ただし、不特定多数を対象としたイベントは21時以降。）の利用を制限する。利用可能人数の上限を定員の50%とする。	△	夜間区分の一部（20時以降。ただし、不特定多数を対象としたイベントは21時以降。）の利用を制限する。利用可能人数の上限を定員の50%とする。
生涯学習センターきらめき		△	夜間区分の一部（20時以降。ただし、不特定多数を対象としたイベントは21時以降。）の利用を制限する。利用可能人数の上限を定員の50%とする。	△	夜間区分の一部（20時以降。ただし、不特定多数を対象としたイベントは21時以降。）の利用を制限する。利用可能人数の上限を定員の50%とする。
保健	保健医療センター	○	感染症予防対策を徹底する。	○	感染症予防対策を徹底する。
	こども健康センター	○		○	
東保健福祉センター		○	感染予防対策を徹底した上で事業を実施する。	○	感染予防対策を徹底した上で事業を実施する。
高齢者福祉	高齢者活動支援センターシアブラザいばらき	○	高唱を伴う全ての利用について制限する。	○	高唱を伴う全ての利用について制限する。
	福井多世代交流センター	○		○	
	葦原多世代交流センター	○	高唱を伴う全ての利用について制限する。子ども活動室は当面の間閉鎖する。	○	高唱を伴う全ての利用について制限する。子ども活動室は当面の間閉鎖する。
	沢池多世代交流センター	○	高唱を伴う全ての利用について制限する。	○	高唱を伴う全ての利用について制限する。
	西河原多世代交流センター	○	高唱を伴う全ての利用について制限する。子ども活動室は当面の間閉鎖する。	○	高唱を伴う全ての利用について制限する。子ども活動室は当面の間閉鎖する。
	南茨木多世代交流センター	○	高唱を伴う全ての利用について制限する。	○	高唱を伴う全ての利用について制限する。
	いきいき交流広場	○	高唱を伴う全ての利用について制限する。	○	高唱を伴う全ての利用について制限する。
	コミュニティデイハウス	○	カラオケなど高唱を伴う活動を禁止、食事の会話を禁止した上で食事の提供を実施	○	カラオケなど高唱を伴う活動を禁止、食事の会話を禁止した上で食事の提供を実施
	街かどデイハウス	○		○	
	障害者（児）福祉	障害福祉センターハートフル	○	貸室における定員数の削減や歌唱・高唱の禁止	○
障害者就労支援センターかしの木園		○	感染予防に留意しながら事業を実施	○	感染予防に留意しながら事業を実施
障害者生活支援センターともしび園		○		○	
あけぼの学園		○	通園バスは自主登降園の協力を呼びかけ	○	通園バスは自主登降園の協力を呼びかけ
すくすく親子教室		○	親子ひるばは中止 見学・入所受付等は感染症対策を講じたうえで実施。	○	親子ひるばは中止 見学・入所受付等は感染症対策を講じたうえで実施
子育て支援	子育て支援総合センター	△	親子交流の場、一時預りは休止 相談業務、こんには赤ちゃん訪問等は感染予防対策及び相談者等の状況を確認の上継続	○	感染症予防対策を徹底し、受け入れ組数の制限。
	子育てすこやかセンター	△	親子交流の場、就労等以外の一時預りは休止	○	感染症予防対策を徹底し、受け入れ組数の制限。

市公共施設の開館予定表

別添資料

○：通常どおりの開館、△：一部閉館、×：閉館

施設名		8/20 ～9/12 (前週)	対策等	9/13 ～9/30	対策等
体育館	市民体育館	△	夜間区分の一部（20時以降）の利用を制限する。	△	夜間区分の一部（20時以降）の利用を制限する。
	福井市民体育館	△		△	
	南市民体育館	△		△	
	東市民体育館	△		△	
プール	西河原市民プール	△	屋外プールは夏期期間休場。	○	
	中条市民プール	×	夏期期間休場。	×	夏期営業のみ
	五十鈴市民プール	△	屋外プールは夏期期間休場。	○	
運動広場・グラウンド・庭球場等	東雲運動広場グラウンド	○		○	
	春日丘運動広場グラウンド	△	夜間区分の一部（20時以降）の利用を制限する。	△	夜間区分の一部（20時以降）の利用を制限する。
	若園運動広場グラウンド	○		○	
	福井運動広場グラウンド	△	夜間区分の一部（20時以降）の利用を制限する。	△	夜間区分の一部（20時以降）の利用を制限する。
	桑原運動広場グラウンド	○		○	
	桑原運動広場フットサル場	○		○	
	桑原ふれあい運動広場	○		○	
	中央公園北グラウンド	△	夜間区分の一部（20時以降）の利用を制限する。	△	夜間区分の一部（20時以降）の利用を制限する。
	中央公園南グラウンド	△	夜間区分の一部（20時以降）の利用を制限する。	△	夜間区分の一部（20時以降）の利用を制限する。
	島3号公園大グラウンド	△	夜間区分の一部（20時以降）の利用を制限する。	△	夜間区分の一部（20時以降）の利用を制限する。
	島3号公園小グラウンド	△	夜間区分の一部（20時以降）の利用を制限する。	△	夜間区分の一部（20時以降）の利用を制限する。
	西河原公園北グラウンド	△	夜間区分の一部（20時以降）の利用を制限する。	△	夜間区分の一部（20時以降）の利用を制限する。
	西河原公園南グラウンド	×	改修工事中。	×	改修工事中。
	若園公園グラウンド	○		○	
	水尾公園グラウンド	○		○	
	沢良宜公園グラウンド	○		○	
	忍頂寺スポーツ公園グラウンド	○		○	
	東雲運動広場庭球場	△	夜間区分の一部（20時以降）の利用を制限する。	△	夜間区分の一部（20時以降）の利用を制限する。
	春日丘運動広場庭球場	△	夜間区分の一部（20時以降）の利用を制限する。	△	夜間区分の一部（20時以降）の利用を制限する。
	福井運動広場庭球場	△	夜間区分の一部（20時以降）の利用を制限する。	△	夜間区分の一部（20時以降）の利用を制限する。
	桑原運動広場庭球場	○		○	
	若園公園庭球場	○		○	
	西河原公園北庭球場	△	夜間区分の一部（20時以降）の利用を制限する。	△	夜間区分の一部（20時以降）の利用を制限する。
	西河原公園南庭球場	×	改修工事中。	×	改修工事中。
	忍頂寺スポーツ公園庭球場	○		○	
	郡山公園庭球場	○		○	
西河原公園屋内運動場	△	夜間区分の一部（20時以降）の利用を制限する。	△	夜間区分の一部（20時以降）の利用を制限する。	

市公共施設の閉館予定表

別添資料

○：通常どおりの開館、△：一部閉館、×：閉館

施設名		8/20 ～9/12 (前回)	対策等	9/13 ～9/30	対策等
	春日丘運動広場弓道場	△	夜間区分の一部（20時以降）の利用を制限する。	△	夜間区分の一部（20時以降）の利用を制限する。
	IBALAB@広場	△	カフェと広場のイベントについては大阪府の要請に従って運営を行う。	△	カフェと広場のイベントについては大阪府の要請に従って運営を行う。
忍頂寺スポーツ公園・竜王山荘		○		○	
コミュニティセンター	葦原コミュニティセンター	△	夜間区分の一部（20時以降）の利用を制限する。 利用可能人数の上限を定員の50%とする。	△	夜間区分の一部（20時以降）の利用を制限する。 利用可能人数の上限を定員の50%とする。
	中津コミュニティセンター	△		△	
	庄栄コミュニティセンター	△		△	
	水尾コミュニティセンター	△		△	
	郡コミュニティセンター	△		△	
	西河原コミュニティセンター	△		△	
	穂積コミュニティセンター	△		△	
	畑田コミュニティセンター	△		△	
	東コミュニティセンター	△		△	
	豊川コミュニティセンター	△		△	
	彩都西コミュニティセンター	△		△	
	三島コミュニティセンター	△		△	
	大池コミュニティセンター	△		△	
	春日コミュニティセンター	△		△	
	東奈良コミュニティセンター	△		△	
	沢池コミュニティセンター	△		△	
	山手台コミュニティセンター	△		△	
玉櫛コミュニティセンター	△	△			
公民館	茨木公民館	△	施設の利用時間は午後8時まで、 利用定員は50%以内とする。 新型コロナウイルス感染拡大予防に関する運用マニュアル (ガイドライン・チェックリスト)等に基づいた対応を行う。	△	施設の利用時間は午後8時まで、 利用定員は50%以内とする。 新型コロナウイルス感染拡大予防に関する運用マニュアル (ガイドライン・チェックリスト)等に基づいた対応を行う。 見山公民館は改修工事中。
	春日丘公民館	△		△	
	中条公民館	△		△	
	安威公民館	△		△	
	玉島公民館	△		△	
	福井公民館	△		△	
	清溪公民館	△		△	
	見山公民館	△		×	
	石河公民館	△		△	
	太田公民館	△		△	
	太田公民館分室	△		△	
	天王公民館	△		△	
	郡山公民館	△		△	
	耳原公民館	△		△	
白川公民館	△	△			

市公共施設の開館予定表

別添資料

○：通常どおりの開館、△：一部閉館、×：閉館

施設名		8/20 ～9/12 (前週)	対策等	9/13 ～9/30	対策等
	西公民館	△		△	
いのち・愛・ゆめセンター	豊川いのち・愛・ゆめセンター	△	夜間区分の一部(20時以降)の利用を制限する。 利用可能人数の上限を定員の50%とする。	△	夜間区分の一部(20時以降)の利用を制限する。 利用可能人数の上限を定員の50%とする。
	沢良宜いのち・愛・ゆめセンター	△		△	
	総持寺いのち・愛・ゆめセンター	△		△	
文化施設	文化財資料館	○		○	
	キリシタン遺物史料館	○		○	
	川端康成文学館	○		○	
	市立ギャラリー	○		○	
プラネタリウム(天文観望室)		△	利用可能人数の上限を定員の50%とする。	△	利用可能人数の上限を定員の50%とする。
青少年	上中条青少年センター	△	施設の利用時間は午後8時まで、 利用定員は50%以内とする。 新型コロナウイルス感染拡大予防に関する運用マニュアル (ガイドライン・チェックリスト)等に基づいた対応を行う。	△	施設の利用時間は午後8時まで、 利用定員は50%以内とする。 新型コロナウイルス感染拡大予防に関する運用マニュアル(ガ イドライン・チェックリスト)等に基づいた対応を行う。
	青少年野外活動センター	△	共用施設の利用時間は午後8時まで、利用定員は50%以内と する。 新型コロナウイルス感染拡大予防に関する運用マニュアル (ガイドライン・チェックリスト)等に基づいた対応を行う。	△	共用施設の利用時間は午後8時まで、利用定員は50%以内とす る。 新型コロナウイルス感染拡大予防に関する運用マニュアル(ガ イドライン・チェックリスト)等に基づいた対応を行う。
図書館(富士正靖記念館含む。)		○	滞在時間等一部制限あり。	○	滞在時間等一部制限あり。
里山センター(森の学び舎)		△	会議室等の貸室については、収容率の50%以下(条件あり) とする。芝生広場・パーベキュー等については、家族利用に 限定。センター主催のイベントは中止。	△	会議室等の貸室については、収容率の50%以下(条件あり)と する。芝生広場・パーベキュー等については、家族利用に限 定。センター主催のイベントは中止。
公園駐車場	彩都西公園、彩都あかね公園、彩都はなだ公園、 耳原公園	○		○	